

米軍の勝手放題ゆるす日本政府

頻発する米軍機の低空飛行問題をめぐって



国会論戦・資料集

(第1版 2013年5月15日)

中国地方各地で頻発する米軍機による低空飛行訓練——小学校や子ども園の真上を大きな爆音とともに勝手気ままに飛び回り、住民や自治体によるたび重なる抗議にも改善の兆候さえありません。

日本共産党の国会論戦などを通じて日米安保条約を理由に米軍の勝手放題を容認する日本政府の姿が浮き彫りになってきました。ここ最近の国会論戦と「しんぶん赤旗」報道などをまとめました。

日本共産党国会議員団中国ブロック事務所

<目次>

- ① 衆院予算委員会 2013年03月12日 塩川鉄也衆院議員の質問・議事録
(米軍からフライトプランの提出を受けていた国土交通省)

P1~

- ② 衆院予算委員会 2013年04月15日 塩川鉄也衆院議員の質問・議事録
第3分科会
(米軍と空域調整していた防衛省)

P8~

- ③ 井上哲士参院議員の求めに防衛省が明らかにした
米軍との空域調整の資料(「しんぶん赤旗」2013年04月13日)

P19~

- ④ 4月15日の塩川質問で明らかになった米軍の横暴と
日本政府の態度をまとめた「しんぶん赤旗」2013年4月23日

P21

- ⑤ 小学校真上の米軍機の低空飛行の中止を——
仁比そうへい前参院議員らが申し入れ(「しんぶん赤旗」2013年5月11日)

P22

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

きょうは、オスプレイを含む米軍機の低空飛行訓練問題についてお尋ねをいたします。

オスプレイは、昨年十月以降、沖縄で、県民の声を無視して横暴勝手な飛行訓練を繰り返してまいりました。加えて、先週の三月の六日から八日にかけて、岩国基地を拠点に、本土のオレンジルートでの訓練を行いました。高知県や愛媛県上空を飛行し、高知市内の市街地で夜間飛行訓練を行ったという市民からの情報もありました。沖縄でも本土でも、オスプレイを含め、米軍機の低空飛行訓練について、住民、自治体から厳しい批判の声、危惧の声が寄せられております。

資料をお配りしましたが、一枚目にありますように、これは米軍の方でつくりました環境レビューに掲載されている地図であります。ここでは、航法経路、ナビゲーションルートということで、六つのルートが挙げられております。四国から和歌山県にかけて線が引かれているのがオレンジルートであります。

そこで、お尋ねいたしますが、過去、米軍機の低空飛行訓練が幾つもの事故を引き起こしました。このオレンジルートに相当するような高知県や奈良県において、過去、米軍機がどのような事故を引き起こしたか、この点について説明いただけますか。

○小野寺国務大臣 御指摘ありますオレンジルートにつきましては、米側が作成した環境レビューの中に記載されている飛行経路であるとは承知しておりますが、具体的な飛行経路等については、米軍の運用にかかわる事項であり、承知しておりません。

その上で、御質問がありました高知県、この事案でございますが、平成六年に、高知県早明浦ダムに米海軍の空母艦載機が墜落するという事故が発生しております。

いずれにしても、防衛省としては、米側の航空機の運用に関して、安全面に最大限の配慮を行ってまいります。

今、御質問の中では、高知県ということでよろしいのでしょうか。(塩川委員「奈良県も」と呼ぶ) はい。奈良県につきましては、昭和六十二年及び平成三年に、奈良県十津川村において、材木運搬用のワイヤロープが切断される事故が起きております。

○塩川委員 今御説明ありましたように、奈良の十津川村で二回にわたって林業用のワイヤが米軍機によって切断される事故も起こりましたし、一九九四年には、高知県の川村の早明浦ダムに墜落事故も起こりました。さらに、九九年の一月には、F A 18が高知沖に墜落をする、こういう事故も起こっているところであります。

いわば事故が相次いできているのが実態であります。住民の安全に責任を負う地方自治体から心配の声が上がるのは当然であります。

そこで、総理にお尋ねいたします。

これまで、米軍機の低空飛行訓練は、そのルート下の住民に多大な被害をもたらしてまいりました。墜落事故の危険性や爆音による騒音被害も重大であります。ガラスが割れるとか、土蔵が崩壊をするとか、こういった物的被害も起こっております。そこに墜落事故を繰り返す欠陥機のオスプレイがやってくる。不安の声が上がるのは当然であります。

さらに、今、自治体が運用する防災ヘリ、ドクターヘリもどンドンふえているところで、今現在、三十四道府県、四十機のドクターヘリが運用されております。例えば、今年度から導入した山形県は、自治体ヘリ等の運航の安全を確保すること、飛行ルートを初め、訓練の具体的内容を事前に関係自治体へ連絡することなどを国に要請しています。

総理にお尋ねしますが、このような被害、危険性を生み出す米軍機の低空飛行への自治体、住民の懸念にど

う対応されるのか、ぜひお答えください。

○安倍内閣総理大臣 在日米軍は、委員御承知のとおり、日米安保条約にのっとり我が国に駐留をしているわけですが、第五条において、米軍は日本に対する防衛義務を負っております。そして、六条において、極東の平和と安定のために日本に駐留をしている、こういうことになっているわけですが、その中において、在日米軍は、訓練を通じてパイロットの技能の維持及び向上を図っていく、そのことによって即応態勢を維持していくわけですが、こうした訓練は不可欠な要素であります。日米安保条約の目的達成のために極めて重要であるというふうに認識をしております。

もとより、米軍は、全く自由に飛行訓練を行ってよいわけではなく、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきものであることは言うまでもございません。政府としても、従来から米側に対して、安全確保に万全を期するよう申し入れを行ってきております。米軍も、安全面に最大限の配慮を払うとともに、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう努力している旨、明らかにしております。

そして、オスプレイに関しましては、その配備は我が国の安全保障にとって大変大きな意味がありますが、その運用に際しては、地元の皆様の生活への最大限の配慮が大前提であることは言うまでもございません。今後とも、日米合同委員会合意等について丁寧に御説明をしていくとともに、この合意の適切な実施について、米側との間で必要な協議を行っていく考えであります。

○塩川委員 今、総理から御答弁ありましたが、米軍が我が国の公共の安全に妥当な考慮を払う、このことについても求めていくということでもありますけれども、また、住民生活への最大限の配慮を払うということもおっしゃいましたが、本当にそうなっているのか。住民の危惧の声が広がり、自治体としての独自の取り組みもふえているところであります。

私の事務所が調べたところ、オスプレイを含む米軍機の低空飛行に関して、ルートがわからないわけですから、住民の皆さんあるいは市町村から目撃情報の収集を行っている、こういう都道府県というのが現在二十三県にも及びます。つまり、四十七都道府県のうち半数に至っている。ここに、住民の皆さんと自治体の危惧の思いがあらわれていることが見てとれるわけであります。

きょうは、先ほど指摘もしました被害、危険性のうち、米軍機の低空飛行による、米軍とヘリや小型機など民間機との衝突事故の危険性の問題について質問をしたいと思っております。

ドクターヘリや防災ヘリの運用に関する心配の声を高知県で聞いてまいりました。

資料の二枚目をごらんいただきますと、高知県が作成をいたしました、高知の県北の嶺北地域、ちょうど東西に吉野川が流れているこの谷合いの地域に多くの方が住まわれておられます。この嶺北地域において、ここが米軍機の低空飛行訓練ルートになっているということが、多くの証言でもリアルになってきているところで

す。この高知県作成の地図を見ていただきますと、現物は大きいものなので、ちょっと縮小していますから読み取りにくいところがあるんですけれども、右から左へ点線で囲まれた部分があります。この帯状のところ、米軍機の低空飛行訓練の推測をしているルートに当たります。その枠の中、点線の中で、黒い線の囲みがあるところが、人口の密集地、人が住んでおられる場所に当たります。

それから、下から上に向いて二本の白い矢印がありますけれども、これは、高知市内などからこの嶺北地域にドクターヘリや防災ヘリを飛ばす、そういうときに進入する経路になっているわけですね。吉野川沿いの谷筋に入ったら、今度は東か西か、いずれにせよ、この黒い小さな丸で挙げられているようなヘリの離着陸場、ここを使用することになります。

一昨年十一月に、この嶺北地域にあります本山町の本山町立病院で、県の防災ヘリを活用した入院患者の避難訓練を実施しておりました。これは、防災ヘリが上がったり下がったりした。その直後に、岩国基地所属

のF A18 戦闘攻撃機が三機も低空でこの病院の上空を通過したということで、あわやという事態だったということ、関係者の方も大変強く憤りの声を上げておられます。

本山町の今西町長は、中山間地では防災ヘリやドクターヘリは住民の命を守るために必要なもので、米軍機の低空飛行訓練は危険、訓練は絶対許さないと述べておられます。

この西の方に当たります大川村では、米軍機が墜落をした早明浦ダムがあります。その大川村の和田村長は、事故から十九年になるけれども、いまだに心配は消えない、住民の命を預かる立場として反対をしていく、このように述べております。

そこで、防衛大臣にお尋ねしますが、このような、高知県あるいは本山町など高知県内の自治体から出されている、米軍機の低空飛行に伴うような自治体のヘリ運用に係る懸念について、自治体のヘリ運用に係る心配について、国としてはどのように対応しておられるんですか。

○小野寺国務大臣 自治体からの懸念、これについては私どもも承知をしております。

私どもとしては、日米合同委員会ほかさまざまな機会を捉えて、このようなことについて米側に、しっかり配慮を行うように、特に公共の安全に妥当な配慮を払ってしっかり活動していただきたい、そのような申し入れを随時行っております。

○塩川委員 いや、公共の安全に妥当な配慮を払うとかいう一般的な話ではなくて、自治体のヘリ運用に関して、日本政府として、例えば、ヘリポートのところは避けるとか、あるいはこういった嶺北地域そのものを飛ばないようにしてほしい、こういう内容について、米側に対して具体的な申し入れということはされないんですか。

○小野寺国務大臣 これは、この地域ということに限ったわけではなく、やはり米側がさまざまな飛行訓練を行う場合、今回のオスプレイの事案でも御指摘がございましたが、こういうことを含めて、私どもとしては、公共の安全に妥当な配慮を図って活動していただきたいということを、米側に、日米合同委員会その他の場を捉えて要請をさせていただいております。

○塩川委員 ですから、公共の安全に妥当な配慮を払うということを要請するというだけで、具体的な要請などしていないわけですよ。これでは、自治体の心配、懸念の声に応えることはできません。

資料の五枚目をちょっと見ていただくと、これは、その前の三枚目、四枚目も含めて、今回のオスプレイの本土での訓練について防衛省が発出をした通知文書と、それに参考につけたルート地図であります。

ここで見ますと、この配付資料の五枚目の左側に、一のところでも書いてありますが、イエロールートにおいて低空飛行訓練を実施するとか、オレンジルートにおいても低空飛行訓練を実施する、こういう趣旨について書かれているわけです。

そこで、お尋ねをいたしますが、イエロールートやオレンジルートを初めとして、環境レビューで例示をされている六つのルートというのは、ここで言う低空飛行訓練ルートに当たるということによろしいですか。

○小野寺国務大臣 きょう添付していただいているこの資料を含めて、ここに書かれている環境レビューというのは、あくまでも米側が環境レビューということで出されている内容ですので、私どもとしてそれを認めているわけではございません。

○塩川委員 いやいや、では、米軍がどう言っているかということでもいいですけども、米軍の説明をここに書いているわけですよ。米軍は、当初はイエロールートで低空飛行訓練を実施する、それを変更してオレ

ンジルートで低空飛行訓練を実施すると言っているわけですから、米側にとってみれば、オレンジルートやイエロールートは低空飛行訓練を行うルートだということになりますよね。

○小野寺国務大臣 これは、あくまでも米側からの我が省への通報ということで、三月六日から八日の間、三機のMV22が沖縄から岩国飛行場に飛来し、九州地方、その中で、具体的にこの環境レビューのイエロールートということで指定がございました。

ですから、我が省としましては、これを関係自治体にお伝えするという中で、いわゆるこの環境レビューの中のイエロールートということで米側から通報がありましたということそのままお伝えしているというわけで、これが、先ほど先生がおっしゃったような、我が省として認めているということではありませんで、あくまでも米側からこのような通報があったということでもあります。

○塩川委員 米側から当初はイエロールートで低空飛行訓練を実施します、その後、今度は米側からオレンジルートで低空飛行訓練を実施します、そういう通知を受けたということは事実ですね。

○小野寺国務大臣 おっしゃるとおりです。

○塩川委員 ですから、環境レビューで例示をされているイエロー、オレンジ、加えてパープルやブルーやピンク、グリーンという六つのルートというのは、米側にとってみれば低空飛行訓練を行うルートだということ、米側としてはここで明らかにしたということになります。加えて言うならば、米海兵隊は、中国地方にもブラウンルートというのがありますよということも、そういう存在も認めているということにつけ加えておくものであります。

そこで、重ねてお尋ねしますが、オレンジルートを初めとして米軍機が低空飛行訓練を行うこのルート、低空飛行訓練のルートがどこを通るのかということは、日本政府として承知をしておられるんですか。

○小野寺国務大臣 米側から今回通報が来たのは、イエロールートあるいはオレンジルートという、いわゆる米側の環境レビューのラインを指して米側から通報があったということでありまして、私どもとして、米側が出している環境レビューについて、どこの自治体はその対象になるかということは把握をしておりません。

○塩川委員 このルートがどこを飛ぶのかということについては把握をしていないということですが、それでは自治体の皆さんの不安の声にそもそも応えることができないじゃないですか。ドクターヘリや防災ヘリを運用するときに、要するに、避けるのでも、いつ、どこを飛ぶのかということがわからなければ、それもできないじゃないかという声が上がっているということでもあります。

そこで、国土交通大臣にお尋ねいたしますが、日本の航空法で定めるフライトプラン、このフライトプランには経路、ルートを書くことになっているわけですが、このフライトプランについては米軍機も提出義務があると承知していますが、それでよろしいですか。

○太田国務大臣 米軍機につきましても、航空法第九十七条及び日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律に基づいて、飛行する場合には、国土交通大臣に対して飛行計画の通報が必要となります。

○塩川委員 ですから、日本政府に通報があるフライトプランによって、米軍機がどこに飛ぶかということは承知しているはずなんです。どこかわからない、把握していないというんじゃないで、こういうフライトプランによって、米軍機がどこに飛ぶかということは日本政府に通報されているんです。

ですから、自治体が不安の声を上げているんだったら、米側に対してきちっと説明を求めると同時に、こう
いって既に通報されているフライトプランも含めて、ルートをしっかりとしすということは十分にできるんじ
ゃありませんか。その点、いかがですか。

○小野寺国務大臣　今回、我が省に通報があったのは、あくまでも米側が発表している環境レビューのイエロ
ールートあるいはオレンジルートということであって、その環境レビューの中に、どこの自治体の上を飛ぶと
いうことが書かれておるわけではございません。

○塩川委員　太田大臣、フライトプランにルート、経路を書いてあるんですよ。それを公にすることを
行えば、自治体側が求めておられる、少なくともルートを明らかにしてもらいたい、そういう声に応えるこ
とができるんじゃないですか。

○太田国務大臣　飛行ルートの開示につきましては、個々の米軍機の行動に関する軍事事項であり、米国との
信頼関係が損なわれるおそれがあることから、明らかにすることは差し控えているという状況にあります。管
制業務として使うということです。

○塩川委員　いや、米国との信頼関係よりも、国民、住民との信頼関係が損なわれる大問題なんだというこ
とこそ問われなくちゃならない。

そもそも、こういった米軍機について、ヘリやあるいはセスナ機などの小型機は時速二百キロぐらいで飛行
します、これに対して、米軍機は大変速い速度で飛ぶ。例えば、早明浦ダムに墜落をしたA6イントルーダー
などは、墜落時は時速八百キロだったとされております。米側の報告書に書かれている中身であります。

そういう点でも、非常に高速で飛ぶ戦闘機がまさに生活の場を脅かしている。そういう中で、住民生活に被
害をもたらすだけではなくて、ドクターヘリや防災ヘリなど自治体が運用するヘリについても大きな障害とな
る危険性ははらむものとなる。こういった事態であるにもかかわらず、自治体の求めに対しても、事前に承知
している米軍機の飛行ルートさえ公表しない。これでは、国民の安全を守ることはできないということになる
のではないのでしょうか。

そもそも、こういうルートを明らかにするだけで済む話ではありません。

日米安保条約と地位協定に基づいて、日本政府は、米軍の使用に供するため、施設・区域を提供しておりま
す。

小野寺防衛大臣にお尋ねしますが、一九九九年一月の日米合同委員会の合意、「在日米軍による低空飛行訓
練について」には、「低空飛行訓練を実施する区域」とあります。この低空飛行訓練を実施する区域とは、日
米安保条約と地位協定に基づいて日本政府が提供した施設・区域に当たるのでしょうか。

○岸田国務大臣　一般に、日米地位協定は、低空飛行訓練を含め、実弾射撃を伴わない飛行訓練について、在
日米軍の使用に供している施設・区域の上空に限って行うことを想定しているわけではなく、在日米軍は、施
設・区域でない場所の上空において飛行訓練を行うことが認められております。

そして、御指摘の日米合同委員会の合意において記述があります「低空飛行訓練を実施する区域」について
も、日米地位協定上の在日米軍施設・区域に限られるものではないと解しております。

ただ、一方で、米軍は全く自由に飛行訓練を行ってよいというわけではありません。我が国の公共の安全に
妥当な考慮を払って活動すべきものであるということは、言うまでもございません。

御指摘の日米合同委員会合意についても、米軍機における低空飛行訓練が日米安保条約の目的達成のために
不可欠な訓練であるとの前提に立ちつつ、安全性を最大限確保する、また、地元住民に与える影響を最小限に

とどめる、こうした観点から合意されたものであります。

○塩川委員 要するに、施設・区域でない場所も含めて認められているという話になっています。つまり、米軍機の低空飛行訓練については、地理的な限定そのものがないということになるんじゃないでしょうか。

総理にお尋ねします。

一九九九年一月の日米合同委員会合意には、戦闘即応態勢を維持するために必要とされる技能の一つである低空飛行訓練は、軍事訓練としております。環境レビューでも、低空飛行訓練ルートを目指す航法経路、ナビゲーションルートでの訓練は、戦闘任務での進入、脱出を成功させるために行うと記述をしております。

つまり、低空飛行訓練でやっているということは、国民生活、住民生活のその頭の上で戦闘訓練を行っている。これはおかしいんじゃないかという声が出るのは当然のことだと思います。

お尋ねしますが、日本の空全体が、米軍の軍事訓練が可能となるような、そういう場となっていることを異常だとは思いませんか。

○安倍内閣総理大臣 在日米軍の存在は、まず第一に、我が国の国民の生命、領土、領海を守るためであります。いわば米側に対して日本防衛義務が課せられている、これが安保条約の第五条でございますが、同時に、第六条におきまして、極東の平和と安定を維持する、しかし、そのために日本の施設等を使うということになっているわけでございます。

日本の領土、領海、そして国民の命を守るためには戦力を維持していく必要があるわけでありまして、その維持している戦力によって、抑止力をきかせ、極東の平和と安定を守っていくという中におきましては、先ほど御説明をしたとおり、在日米軍が訓練を通じてパイロットの技能の維持向上を図っていくことによって、その戦力は維持をされていくわけでありまして。

もちろん、同時に、公共の安全に妥当な配慮を行って活動していただくということは当然でございますし、今後とも安全確保について万全を期していくように申し入れを行ってきているところでございます。

○塩川委員 公共の安全に妥当な配慮といっても、具体的な要請もしていないわけですよ、一般論の言葉を繰り返すだけということで。

結局、今の米軍の訓練空域については、地位協定等により米軍が使用している空域については、航空機の飛行が認められない制限空域とか、あるいは警告空域などといった飛行規制空域が設定をされています。このことは国土交通省航空局が発行する航空路誌にも掲載をされ、民間の航空機などにそういった情報を提供するという仕組みになっているわけでありまして。

また、米軍が、実弾射撃訓練などを伴わない訓練についてはどこでも飛べるんだということを岸田大臣は答弁していましたがけれども、しかし、その伴わないような訓練であっても、米軍は自衛隊の訓練空域を使って実際にはやっているわけですよ。自衛隊訓練空域を使用して、島根県西部上空や群馬県前橋上空などで海兵隊機や空母艦載機の飛行訓練を実施していますが、その自衛隊訓練空域は、民間機が飛行できないような飛行規制空域になっています。その旨、航空路誌にも掲載をされています。

お尋ねしますが、この制限空域、自衛隊訓練空域というのは、米軍機と民間機が使用する空域を分離するという形になっていますけれども、米軍機の低空飛行訓練ルートについては、それすらない。米軍が勝手に空域を設定して飛び回っている。異常だと思いませんか。

○小野寺国務大臣 先ほど委員が何度か御指摘されております日米合同委員会合意、平成十一年一月十四日の中でも、この低空飛行訓練のところでありましては、在日米軍の航空機は、原子力エネルギー施設や民間空港などの場所を安全かつ実質的な形で回避し、人口密集地や公共の安全に係る建造物、学校、病院等に妥当な配

慮を払うということで合意をされておりますので、これをこれからもしっかり守っていただくように、我が省としては要請をしていきます。

○塩川委員 公共の安全に妥当な配慮を払うというのを念仏のように繰り返すだけでは住民の生活は守れない、このことを強く言います。

沖縄の制限空域では、漁民の漁業権が侵害されています。自衛隊訓練空域を使った米軍の訓練は、甚大な爆音被害を生んでいます。

そもそも、これらの空域は、米軍機が好き勝手に使えるように民間航空機を排除するための仕組みであり、このような米軍の特権的な空域の使用こそなくすべきです。ましてや、何らの地理的制限もなく、米軍機と民間機の空域分離もない低空飛行訓練ルートを使用した米軍の軍事訓練は、きっぱりと中止すべきであり、オスプレイの配備、訓練は、沖縄でも本土でも中止せよ。

外国では、例えばドイツなどでは、米軍が低空飛行訓練を行う場合は、ドイツ国内法を前提に米独間で個別の協定を結ぶなど、当然のようにやっている。こういうことすらない、今の異常なアメリカ言いなりの仕組みそのものが問われているということを強く求めて、質問を終わります。

(_____ は、編集者)

○塩川分科員 日本共産党の塩川鉄也です。お世話になります。

きょうは、群馬県上空及び島根、広島、山口県境上空の米軍機の飛行訓練問題について質問をいたします。

沖縄普天間基地へのオスプレイ配備をきっかけに、米軍は、米軍機の低空飛行訓練ルートを明らかにいたしました。実際、三月に本土で訓練飛行を行ったオスプレイは、オレンジルート周辺を飛行しておりました。私は、予算委員会の基本的質疑でも、住民生活の頭の上で横暴勝手に米軍機が低空飛行している問題について中止を求めましたが、きょうは、いわゆる低空飛行訓練ルートとは別に、本土上空で米軍機の訓練飛行が住民生活に多大な被害をもたらしている問題について取り上げたいと思います。

その場所の一つが、冒頭申し上げましたように、島根・広島・山口県境の上空で、地元では米軍の呼称を使ってエリア567などと呼ばれております。もう一つが、前橋市や渋川市、高崎市など群馬中央の上空で、ホテルエリアなどと呼ばれております。

この間、私、それぞれの地域での現地調査も行ってまいりました。

資料をお配りしたんですけども、一枚めくっていただいて、ページが下に打ってある一のところです。

左側が群馬県がつくった資料です。「米軍機等の騒音・飛行に係る苦情件数について」ということで、群馬県が住民の方、県民の方から受けた件数ですけども、下の方、平成二十二年度から見ますと五百二十六件、二十三年度には六百件、平成二十四年度には千二十六件と、一年間で大変多くの騒音被害があるという苦情が県に寄せられている。

右側の方が島根県の作成した資料ですけども、「米軍機等の目撃等件数」ということで、平成二十二年度、二十三年度、二十四年度と見ますと、下から二つ目の欄が件数ですけども、二十二年度では二百九件、二十三年度では二百四十件、二十四年度では五百六十二件となっています。

もう一枚めくっていただいて、二ページのところが、これは広島県の「米軍機低空飛行目撃情報について」の集計表です。ちょっと字が小さ過ぎるので読み取れないんですけども、二十二年度、二十三年度、二十四年度の上半期の数字を見ますと、二十二年度が一千四百七十九件、二十三年度が二千四十八件、二十四年度の上半期が一千十二件、こういう件数が、目撃情報あるいは騒音被害の苦情という形でそれぞれの県に寄せられている件数であります。

広島の場合には、特に県西部の廿日市市や北広島町に集中しているということも、この市町村別の一覧表から見ていただけたらと思います。

こういう苦情というのは、防衛省にも直接寄せられているわけですね。防衛省が作成をしております米軍機の飛行に係る苦情等受付状況表というのがあります。これは資料にはつけておりませんが、その中では、例えば苦情の件数について、各地方防衛局に住民から直接寄せられた米軍機飛行に関する苦情を記録したものです。それぞれ、防衛省が、米軍機かどうか米軍に問い合わせをして確認しております。

これは、防衛省の地方防衛局とか防衛事務所だとか、あるいは基地、駐屯地に寄せられた苦情を集計しているという形になっておりますので、例えば外務省とか、あるいは市町村とか都道府県とかに寄せられた苦情というのは集計されていないんですね。ですから、防衛省の出先などに直接寄せられたものを集計した件数ですから、市町村、都道府県の集計の件数というのは、そこでの大きな差があるということも見ていただければと思います。

そこで、防衛省にお尋ねしますが、この防衛省作成の苦情等受付状況表において、群馬県における苦情件数、二〇〇八年度から二〇一二年度までの各年度の苦情受け付け件数が群馬県において何件かということをお示しくください。

○前田政府参考人 お答えいたします。

防衛省におきましては、今先生お話しのとおり、米軍機の飛行に伴う地方自治体あるいは住民の皆さんからの苦情をお受けいたしました場合には、米軍に対してまずその内容を通知いたします。それから、飛行の有無等の事実関係の問い合わせというのをいたします。その結果について、地方自治体等に情報提供をしているところでございます。

お尋ねのございました、私ども防衛省が把握いたしております群馬県における苦情件数について申しますと、二〇〇八年度、平成二十年度に百三十七件、二〇〇九年度、平成二十一年度に百六十四件、二〇一〇年度、平成二十二年度は百五十八件、二〇一一年度、平成二十三年度が百九十三件、最後に二〇一二年度、平成二十四年度でございますが、これは、三月の集計がまだ出てございませんので二月末までの集計なんでございますが、二百三十六件、こういう数字になってございます。

○塩川分科員 年々ふえている件数、そういう意味では、苦情として受けとめている住民の方が非常にふえてきているということが見てとれます。

これは、群馬県の集計と違うのが、群馬県は個々に、一件一件数え上げるんですけども、防衛省の場合は、例えば、群馬県から百件の苦情がまとめられてきた場合には、一件というカウント、つまり、県から寄せられた苦情の件数ということですから、それが一件ということで、そういう点では防衛省の件数としては非常に少なくならざるを得ないんですけども、これはこれとして防衛省の集計のあり方ですけども、率直に言って、実態を反映していると言えないんじゃないかなということをおっしゃるを得ません。

それで、そういった苦情について、住民の方からの具体的な声も苦情等受付状況表には書いてあります。

その中では、例えば、二〇一一年二月十五日の群馬県から寄せられた苦情受け付けにおいては、群馬県からのコメントがそこに記載されているんです。そこでは、昼夜を問わず、長時間にわたり、県民の不安をあおるような飛行を行っていることは極めて遺憾である、本日も県内公立高校の入試日である、昨日も相当な苦情を受けたため、特に配慮していただくよう重ねてお願いをする。

つまり、ここにあるのは、県立高校の入試日に米軍機が飛んでいた、その大きな騒音被害で受験生が大変困った、保護者の方からも、こういうのはやめてくれ、こういう声が殺到したということを群馬県が訴えているという中身であります。

また、島根県でも同様の苦情が防衛省に多数寄せられておりますけれども、島根県経由で浜田市から出された声として、あさひ子ども園、幼稚園と保育園が一緒になっているところですけども、このあさひ子ども園では、子供は給食中に飛行機の騒音に驚き、恐怖の余り泣き出し、しばらく給食が食べられなかった、午後のお昼寝の時間に昼寝もできなかった。これが実態なんです。

ですから、大臣にお尋ねしますけれども、このように、県立高校の入試の日に飛んで回る、ヒアリングなどそれこそ集中しなければいけないときに爆音が響く、こんなことはあってはならないと思いますし、子供が泣き出すようなこういう爆音被害というのは許されない、余りにもひどい被害ではないかと思いますが、大臣の率直なお気持ちを聞かせください。

○岸田国務大臣 まず、今委員の方から、調査あるいは集計の実態につきましてお話をいただきましたが、いづれにしても、私ども、地方の方々から多くの、そしてさまざまな苦情が寄せられているということについては当然承知をしておりますし、こうした問題は、地方にお住まいの方々にとって大変な問題であるという認識を持っております。

こうした認識のもとに、米軍機による飛行訓練ですが、日米安保条約の目的達成のために不可欠な訓練であるという前提を体しつつ、政府としては、米軍の飛行訓練に際しましては、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元住民に与える影響を最小限にとどめるよう、引き続き、安全面への最大限の配慮を日米合同委員会等さまざまな場面を通じましてしっかり申し入れていかなければならない、このように認識をしております。

○塩川分科員 地元からの苦情は承知をしている、大変な問題だということは認識をしておられる、そうであれば、ぜひ調査をやっていただきたいんですね。

というのは、それぞれの当該の県や市町村にしてみると、被害が大変大きい、こういう実態について国がきちっと受けとめてくれているんじゃないのかという強い思いがあるわけです。だからこそ、今、島根県などは九カ所に騒音測定器を設置する。それに先駆けて、浜田市も独自に騒音測定器を設置する。群馬県も前橋市、渋川市に騒音測定器を設置する。これは、記録で客観的に騒音被害があるんだということを明らかにして、国にぜひとも対応してもらいたい、国としても調査をしてもらいたい、そういう声として上がっているものです。

浜田市などの島根県西部の五市町が対策協議会を立ち上げましたけれども、それもぜひ国に動いてほしいという趣旨で行われているわけですから、こういう米軍機の被害の問題について実態調査をぜひやっていただきたい、防衛省なども連携してやっていただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○岸田国務大臣 先ほども申し上げましたように、こうした問題は地元にとって大変大きな問題であると認識をしております。

そして、実態把握のために調査をすべきだという御指摘をいただきましたが、この御指摘、ぜひ御提案として受けとめたいと存じます。

いずれにしても、防衛省ともよく連携いたしまして、適切に対応していきたいと考えています。

○塩川分科員 実態把握、提案として受けとめたいというお話ですから、ぜひ具体的に実施をしていただきたい、このことを申し上げ、こういった被害の実態がどんなことで行われているのかについて少しお聞きもしたいわけです。

こういう米軍機による被害が集中している空域の特徴が何なのかということでもあります。

資料の三ページの左側に、これは防衛省からいただいた自衛隊の訓練空域の範囲及び空域図についてであります。これで見ただくと、特に白抜きの部分が高高度の訓練空域ですけども、多くは海上に設定されております。

防衛省に確認でお聞きしますが、本土の陸上部分で自衛隊高高度訓練空域と低高度の訓練空域が重なっているのは、先ほど紹介した島根・広島・山口県境の高高度の訓練空域のQ、ケベックと通称していますけれども、及び低高度の7、同様に、群馬上空の場合であれば、H、ホテルエリアとエリア3に該当する、その二カ所だけだと思いますが、この点はいかがでしょう。

○佐藤（正）大臣政務官 塩川委員御指摘のとおり、本土の陸上部分において、自衛隊高高度訓練・試験空域と自衛隊低高度訓練・試験空域が上下に重なっているのは、エリアQとエリア7及びエリアHとエリア3の二カ所であります。

○塩川分科員 確認いたしました。

下の部分が低高度で上が高高度になる。そうすると、地表面から上、約二万三千フィート、七千メートルの高さまで一体的に訓練で使えるような、そういう地域となっているということが見ていただけだと思います。

次に国交省にお尋ねしますが、今言ったQと7、Hと3がそれぞれ重なる空域というのは、それぞれ米軍の進入管制空域に対応している、その空域の中にそのほとんどがあると思いますが、それぞれどこの進入管制空域かをお答えください。

○重田政府参考人 お答えします。

御指摘のエリアQとエリア7が重なる空域につきましては、一部を除き、米軍が岩国で進入管制業務を行っております岩国進入管制空域の中にございます。

一方、エリアHとエリア3が重なる空域につきましては、米軍が横田で進入管制業務を行っております横田進入管制空域の中にございます。

○塩川分科員 今確認しましたように、資料の四ページ、五ページに地図があります。四ページの方が群馬上空ですけれども、濃いグレーの線が横田の進入管制空域です。オレンジの部分というのが高高度の訓練空域、そして赤が低高度の訓練空域。つまり、高高度と低高度が重なるところ、オレンジと赤で囲まれた部分というのは、すっぱり横田の進入管制空域に入っております。

同じように、五ページの方で見ていただきますと、これは島根・広島・山口県境のところですが、一番外側の枠、濃いグレーのところは岩国の進入管制空域で、その中に、赤のところは低高度の訓練空域、オレンジのところは高高度の訓練空域に対応していますので、両方重なっている部分というのが赤で囲まれた部分ということになります。

実際に現地に行きますと、ここの重なっている部分において訓練飛行が集中しているということが実態としてよくわかりました。

ですから、このように、米軍の進入管制空域があって、その中に高高度と低高度の訓練空域が二階建てであって、その部分で訓練飛行が集中をしていることが共通しているということが見ていただけたと思います。

そこで防衛省にお尋ねしますが、我が党の井上哲士参議院議員が、A I P、航空路誌に基づく自衛隊の訓練空域に対しての米軍の使用に当たっての調整の実績のデータを出していただきました。

そこで、この自衛隊の訓練空域、エリアQ、エリア7、エリアH、エリア3におけるA I Pに基づく米軍機使用に係る調整実績がどうなっているかを、二〇一二年三月から二〇一三年二月までの一年間についてお示しいただきたいと思います。

○佐藤（正）大臣政務官 お答えいたします。

国土交通省が公示しております航空路誌に示されているとおり、米軍機が自衛隊の訓練空域を使用する際には、使用統制機関として指定された自衛隊の部隊が米軍からの調整を受けております。

御質問の平成二十四年三月から平成二十五年二月までの一年間について、米軍からの調整実績は、資料により確認できた範囲で空域ごとに申し上げます。次の日数となっております。

エリアQ、二百十八日間。エリア7、二百十八日間。エリアH、六十九日間。エリア3、六十五日間。このうち、エリアQ及びエリア7については、平成二十四年三月及び四月の調整実績が不明であるため、同年五月から平成二十五年二月までの十カ月間に調整を受けた実績を申し上げます。

○塩川分科員 お答えいただきましたように、エリアQ、エリア7については三月、四月分が不明ということですので、実際には飛んでいるでしょうから、もっと日数が多いんですね。つまり、一年間をとってみると、エリアQ、エリア7においては二百十八日間プラスアルファということですから、大変多くの日数ですし、群馬上空のエリアHまたエリア3についても、重なるのが六十五日間。

いずれにしても、これは全部、上下で使っている日が対応関係にあるんですよ。つまり、エリアQとエリア7、二百十八日ずつなんですから、全部同じ日なんです。つまり、同じ日に上下とも使っているということがこの調整実績でも見てとれますし、同様のことは群馬の上空でも言えるわけでありまして。

これはそういうことだと思うんですが、わかりますか。

○佐藤（正）大臣政務官 お答えいたします。

先般、自衛隊の訓練空域、試験空域を米軍が使用する際の調整実績を提出させていただき、今説明させていただいたところでありますが、御指摘のとおり、エリアQ、エリア7については、米軍からの自衛隊側に対する空域使用調整があった日は同一の日にちであり、エリアH及びエリア3についても、四日間を除いて同じ日ということは認識しております。

○塩川分科員 ですから、米軍の方はもう一体的に高高度、低高度を一緒に使っているということがこういう調整実績でも見てとれるわけです。それは資料の三ページの右側に書いたとおりであります。特定の訓練空域で、高い頻度で米軍が使用しております。

そこで防衛省にお尋ねしますが、つまり、自衛隊訓練空域において米軍機が飛行する日程というのは事前に調整が行われています。何日前かというのはわかりませんが、事前に調整が行われているということであれば、地元自治体の方からすれば、いつ飛ぶんだと。いや、試験日は困るとか、大事な日があるとかということについては、そもそもやめてくれと言うのが基本ですが、少なくともいつ飛ぶのかは事前に教えてほしいという強い要望があるわけです。

ですから、自衛隊として、米軍が飛ぶ日について調整しているわけですから事前にわかるわけで、こういった米軍機の訓練飛行の日程については地元自治体に事前に連絡する、そういうことというのはこれまで行っているんでしょうか。

○佐藤（正）大臣政務官 お答えいたします。

米軍の訓練空域の使用につきましては、米軍の運用に関する情報であり、これを事前に公表することは差し控えさせていただいております。

なお、一般論として、当時の天候などさまざまな要因によって、事前の調整の内容と実際の訓練の実績は必ずしも一致するものではないというふうに承知をしております。

○塩川分科員 事前調整したけれども飛ばなかったという日があるかもしれないけれども、しかし、事前に飛ぶとわかっているわけだから、だったら運用云々じゃなくて、そもそも住民の皆さんから、地元自治体から、事前にはせめて教えてくれという要望があるわけですから、これに応えることこそ今国がやるべき第一の仕事じゃありませんか。

そういう点でも、今後、地元自治体から事前に教えてくれという要望があったら、それに応えていついつ飛ばすということを連絡する、そういうことはできないんですか。

○佐藤（正）大臣政務官 繰り返しになりますが、運用に係る事項につきましては、これまでどおり、事前の公表というものは差し控えさせていただきたいと思っております。

○塩川分科員 いや、実害がもたらされているんですよ。それこそ県立高校の入試の日だとか、子供たちが泣き叫ぶようなこととか、ガラスが壊れるとか土蔵が壊れるようなことも低空飛行のルートでありましたけれども、こういった空域において実害が生じているわけですから、やめてくれと言うのが当然の要求だと思いますけれども、少なくともいつ飛ぶのかということを明らかにするのは最低限の仕事じゃないのか、このことを強く申し上げておくものであります。事前に日程がわかっても地元自治体には連絡をしない、こういう姿勢では、そもそもこういう自治体の理解が得られないというのは当然のことです。

このような空域において、実際、米軍の場合、どこの部隊のどのような機種が飛んでいるのか。エリアQ、エリア7を主に使用しているのはどこの部隊のどのような機種が飛んでいるのか。また、エリアH、エリア3を使用しているのはどこの部隊のどのような機種が飛んでいるのか。お答えください。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほども少し申し上げましたが、防衛省におきましては、米軍機の飛行に伴って自治体あるいは住民の方々から苦情をお受けしました場合に、米軍に対してその内容を通知いたしますとともに、飛行の有無の事実関係を問い合わせさせていただきます。その結果については自治体等に情報提供させていただいているところでございますが、他方で、防衛省の問い合わせに対する米軍の回答につきましては、所属部隊や機種が含まれている場合もございますけれども、飛行の有無のみ、すなわち、飛んだ飛ばないということだけの場合も多々ございます。

このようなことから、防衛省として、米軍機の所属部隊や機種について全てを把握することはなかなか難しいということを御理解願いたいと思います。

○塩川分科員 わかっているところで教えてください。

○前田政府参考人 繰り返しになりますが、所属部隊や機種等については米軍の運用にかかわることでございまして、防衛省として全てを把握することが難しいということをぜひ御理解いただきたいと思います。

○塩川分科員 例えば防衛省が取りまとめている苦情等受付状況表の中でも、米海兵隊岩国基地からの回答として、当基地の所属機だ、こういう回答というのは寄せられているわけですよね。

○前田政府参考人 先ほどもお答えいたしましたけれども、所属部隊あるいは機種を通知してもらうこともございます。今先生おっしゃいましたように、例えば一例を申しますと、岩国基地の所属のF A18 戦闘機二機である、こういった通報がなされることもございますが、なされないことも多々ある、こういうことでございます。

○塩川分科員 ですから、群馬上空についても、米空母艦載機、そういう回答は地元自治体にもしていますよね。

○前田政府参考人 群馬県のケースにつきましては、所属部隊あるいは基地の情報が寄せられたという事実を承知いたしておりません。

○塩川分科員 現場ではそういう説明も行われているわけで、それすらわからないというか、それすら説明しないということ自身が自治体の不信になっているんですよ。それを重く受けとめなくちゃいけない。

このエリアQと7、それからエリアHと3の訓練空域において、今、自衛隊戦闘機の訓練飛行というのは行われているのでしょうか。

○佐藤（正）大臣政務官 お答えいたします。

御指摘のエリアQと7、あるいはエリアH及び3、この四つの訓練空域においては、現在、航空自衛隊の戦闘機は訓練飛行を行っておりません。

○塩川分科員 ですから、一九七一年の雫石の自衛隊機と民間航空機の衝突事故によって、民間航空路線と自衛隊の訓練空域は完全に分離をするということで、多くの自衛隊の戦闘機の訓練空域は海上に出ました。陸上に残っているというのはほとんどなかった。それすら本来の趣旨からいったら問題があった。こういう中で、自衛隊の戦闘機は訓練をしていないのに米軍機だけが行っているということでもあります。

大臣にお尋ねしますが、多くの住民の方々が生活をしているその頭の上で米軍機の訓練が行われている、自衛隊の戦闘機の訓練さえ行っていないのに米軍機の訓練飛行を容認しているというのは余りにもおかしいんじゃないですか。中止ということ強く求めるべきだと思いますが、認識、対応をお聞きしたいと思います。

○岸田国務大臣 一般的に、米軍が訓練を通じてパイロットの技能の維持及び向上を図るということは、即応態勢という軍隊の機能を維持する上で不可欠な要素であり、日米安全保障条約の目的達成のために極めて重要であると考えます。

この日米安全保障条約が、我が国の安全並びに極東の平和及び安全の維持に寄与するため、米軍の我が国への駐留を認めているということは、米軍が低空飛行訓練も含む軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うこと、これを前提としていると考えています。

ただし、だからといって、米軍が全く自由に飛行訓練を行ってよいというわけではありません。我が国において公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきものであるということ、これは言うまでもないことであります。

政府としては、米軍の飛行訓練に際して、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元住民に与える影響を最小限にとどめるよう、これまでも申し入れは行っておりますが、引き続き、安全面への最大限の配慮を日米合同委員会等さまざまな場を通じてしっかりと申し入れていかなければならない、このように認識をしております。

○塩川分科員 安全面に対策をとる、配慮するといいいながら、実際には具体的に何も現場では行われていないんですよ。好き勝手に、横暴勝手に飛んでいるわけですから。こういうことに対して、おかしい、待ったをかける、こういうことこそ日本政府の代表として行うべきことじゃないですか。

実際に、AIPの調整実績で、例えば二百十八日間飛んでいるといっても、それ以外の日も飛んでいたんですよ。防衛省が取りまとめている苦情等受付状況表なんかを見ると、例えば去年の八月の二十一日とか二十二日には苦情が来ていて、これは米軍が飛んだということを米軍側に確認しているんですよ。でも、その日は調整実績のない日なんですよ。それこそ本当に好き勝手に飛んでいるというのが今の米軍機の実態であって、こういうことを放置していいのかということがまさに問われるんじゃないでしょうか。

この米軍の進入管制空域も自衛隊の訓練空域というの、基本は空の安全を確保する、空の交通整理の仕組みであります。これはこれで当然必要な措置ではありまじょうが、しかし、そのもとで暮らしている住民の皆さんに対しての安全確保の仕組みというのはこういう空域設定の中にはないわけですから、こういうことそのまま、飛ぶ方だけは大いにやってもらうような、容認するような姿勢ということは認められない。

こういった訓練飛行の中止と同時に、こういう空域設定そのものも撤廃をすべきだ、こういうことを強く思いますが、最後にお聞きして、終わりにします。

○岸田国務大臣 まず、御指摘の点は、地方の住民の皆様方にとってこれは大変な問題であるという認識を持っております。

そして、その中で、先ほど委員の方からもこの実態把握について御指摘がありました。ぜひ、防衛省とも連携しながら適切に対応したいと思っておりますが、そうした実態を把握した上で、米国側にはさまざまなルートを通じて申し入れを行っていかねばいけない、御指摘を受けて改めて強く感じております。

○塩川分科員 終わります。

米軍機等(ジェット機・プロペラ機・ヘリコプター)の騒音・飛行に係る苦情件数について

年度	(群馬県企画部地域政策課)												合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
平成11年度 (1999年)	—	—	—	—	—	—	—	3	1	58	1	50	12	125
平成12年度 (2000年)	0	0	1	4	6	1	0	0	41	6	9	0	68	
平成13年度 (2001年)	0	0	0	150	6	5	35	0	259	0	0	0	455	
平成14年度 (2002年)	0	0	0	2	10	1	0	0	0	0	0	0	13	
平成15年度 (2003年)	0	0	0	0	13	10	0	0	1	11	2	7	44	
平成16年度 (2004年)	0	0	0	0	0	0	0	4	16	15	3	0	38	
平成17年度 (2005年)	3	8	0	0	1	3	0	0	0	6	3	0	24	
平成18年度 (2006年)	4	21	0	0	0	76	1	0	1	17	58	5	183	
平成19年度 (2007年)	5	0	0	1	0	3	96	0	21	319	16	12	473	
平成20年度 (2008年)	4	12	4	4	6	4	2	1	2	143	95	49	326	
平成21年度 (2009年)	8	3	3	3	6	5	2	9	9	21	133	276	478	
平成22年度 (2010年)	97	49	7	3	5	2	4	5	9	27	310	8	526	
平成23年度 (2011年)	1	152	6	4	6	21	5	5	1	164	124	111	600	
平成24年度 (2012年)	5	26	8	9	53	8	4	5	82	314	434	78	1,026	
合計	(3)	(24)	(3)	(5)	(52)	(2)	(0)	(1)	(80)	(309)	(426)	(69)	(974)	
合計	127	271	29	180	112	139	152	30	500	1,044	1,237	558	4,379	

※上記苦情件数は、県民から県に直接寄せられた苦情のほか、市町村を通じて県に寄せられた苦情(情報)及び米軍機以外の軍用機等を含む。(平成24年度下段()内の数値は、米軍機の可能性が高いと確認できた数値)
 ※平成11年(1999年)9月以前については、データなし。

[群馬県資料より]

米軍機等の目撃等件数(市町村別)

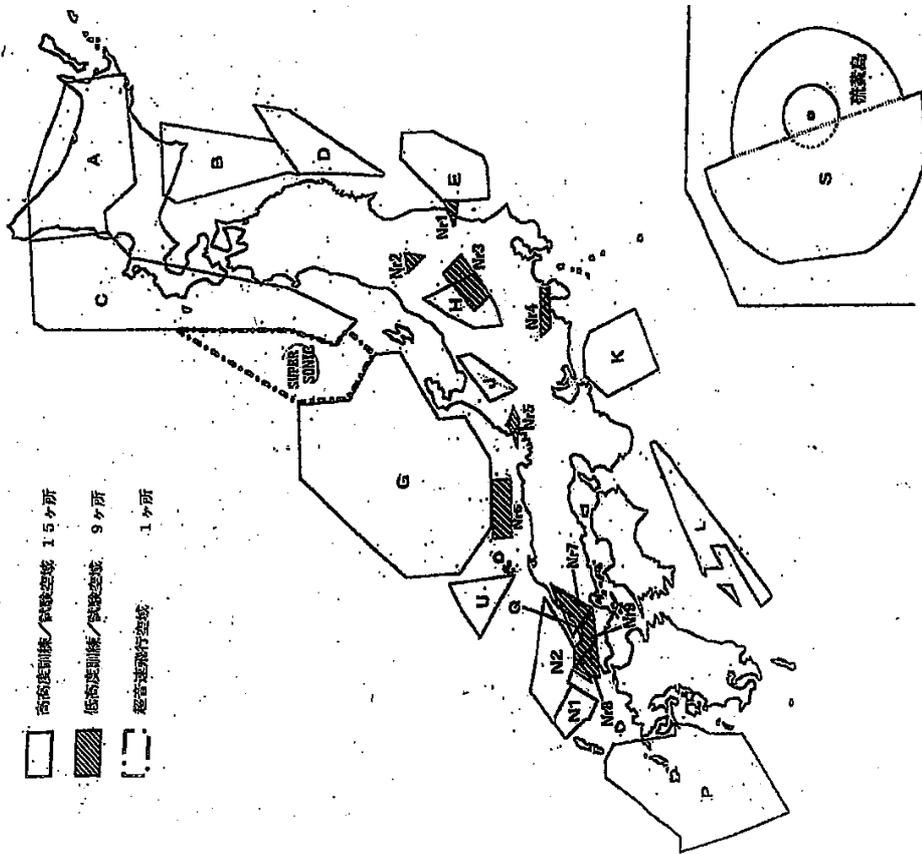
市町村名	旧市町村名									
	H20	H21	H22	H23	H24	H20	H21	H22	H23	H24
浜田市	33	27	51	122	318	3	0	9	22	11
益田市	17	1	2	0	27	9	7	2	25	93
美和町	20	5	21	10	9	20	14	36	40	68
匠真町	40	39	23	23	34	1	4	4	17	35
江津市	39	40	53	27	58	0	0	0	0	0
川本町	7	14	7	14	22	39	40	53	27	58
邑南町	46	40	45	44	91	7	14	7	14	22
石真町	43	38	44	44	88	46	40	45	44	91
瑞穂町	3	2	1	0	2	43	38	44	44	88
羽須美村	0	0	0	0	1	3	2	1	0	2
津和野町	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0
津和野町	0	0	4	0	0	0	0	7	0	0
日原町	0	0	3	0	0	0	0	4	0	0
飯南町	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0
飯南町	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
朝原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(総件数)	202	166	209	240	562	0	0	0	0	0
合計(実日数)	86	67	90	90	143	0	0	0	0	0

※H21の実日数については、「日時不明(2件)を除く」

[鳥根県資料より]

各年の1月～12月までの集計。住民等から寄せられた苦情や目撃件数を市町村でとりまとめ、鳥根県に報告された件数。

2.9 自衛隊の最新の訓練空域の範囲、設定年月日及び空域図
 (1) 訓練空域の範囲及び空域図



衆議院予算委員会要求資料より

自衛隊高高度・低高度訓練/試験空域に米軍の使用のためにAPIにもとづき調整が行われた実績
 (2012年3月～2013年2月の1年間)

○自衛隊高高度訓練/試験空域

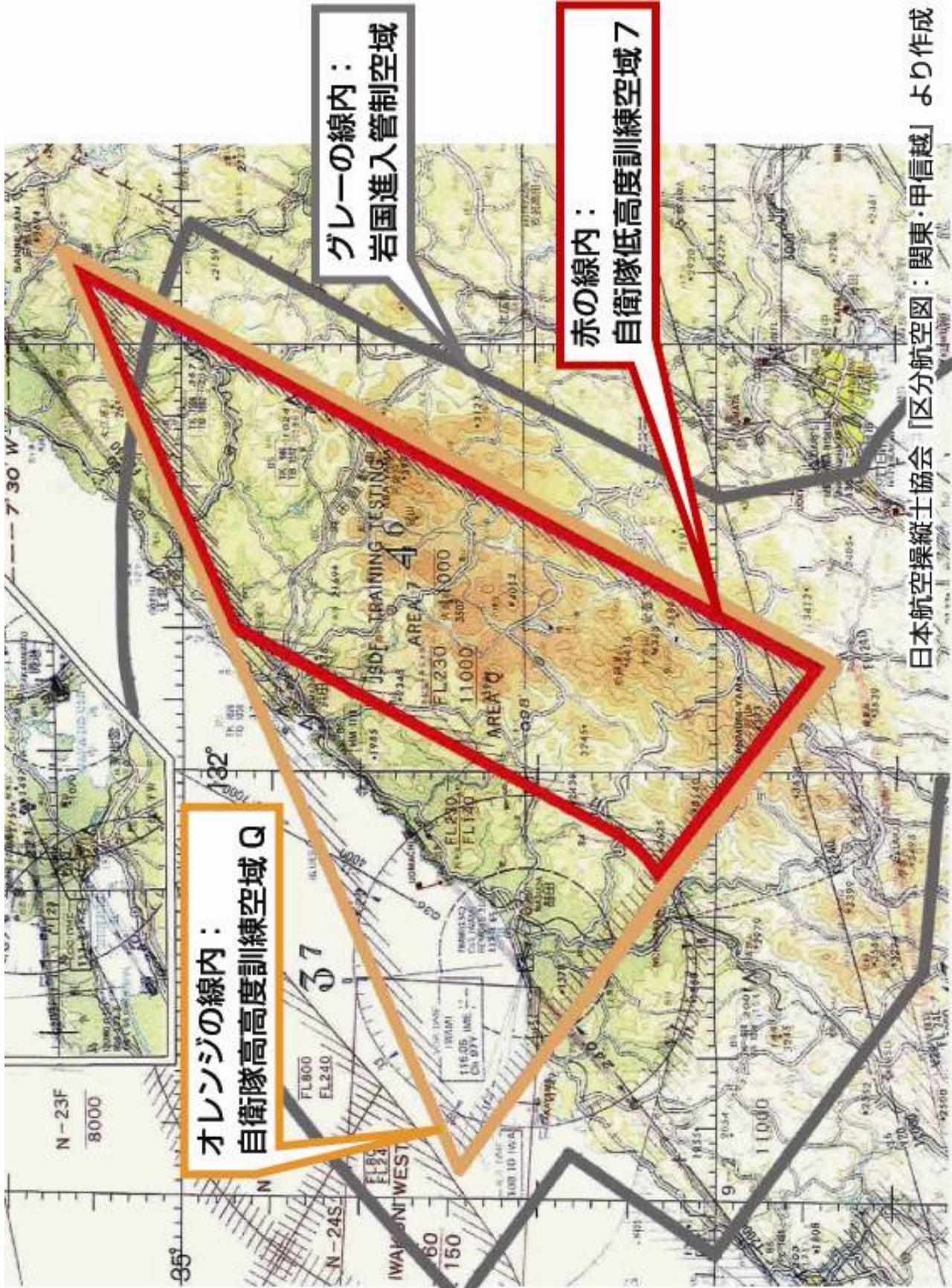
空域	使用統制機関	APIに基づく調整実績(日数)
エリアA	北部航空方面隊司令部(航空自衛隊)	なし
エリアB	北部航空方面隊司令部(航空自衛隊)	32日間
エリアC	北部航空方面隊司令部(航空自衛隊)	227日間
C-1(北緯40度以北)	北部航空方面隊司令部(航空自衛隊)	
C-1(北緯40度以南)	北部航空方面隊司令部(航空自衛隊)	
C-2、C-3	北部航空方面隊司令部(航空自衛隊)	
エリアD	第4航空団司令部(航空自衛隊)	1日間
エリアE	第7航空団司令部(航空自衛隊)	なし
エリアG	第6航空団司令部(航空自衛隊)	なし
エリアH	航空総隊司令部兼飛行隊(航空自衛隊)	69日間
エリアJ	飛行開発実験団飛行実験群本部(航空自衛隊)	なし
エリアK	第1航空団司令部(航空自衛隊)	なし
エリアL	第1航空団司令部(航空自衛隊)	230日間※
(東経135度以東)	西部航空方面隊司令部(航空自衛隊)	
(東経135度以西)	西部航空方面隊司令部(航空自衛隊)	
エリアN	第13飛行教育団司令部(航空自衛隊)	なし
N-1	西部航空方面隊司令部(航空自衛隊)	
N-2	西部航空方面隊司令部(航空自衛隊)	
エリアP	西部航空方面隊司令部(航空自衛隊)	6日間
エリアQ	西部航空方面隊司令部(航空自衛隊)	219日間※
エリアS	中部航空方面隊司令部(航空自衛隊)	なし
エリアU	第3輸送航空隊司令部(航空自衛隊)	なし

○自衛隊低高度訓練/試験空域

空域	使用統制機関	APIに基づく調整実績
エリア1	第7航空団司令部(航空自衛隊)	なし
エリア2	航空学校宇都宮校(陸上自衛隊)	なし
エリア3	航空総隊司令部飛行隊(航空自衛隊)	68日間
エリア4	第11飛行教育団司令部(航空自衛隊)	なし
エリア5	飛行開発実験団飛行実験群本部(航空自衛隊)	なし
エリア6	第3輸送航空隊司令部(航空自衛隊)	なし
エリア7	第12飛行教育団司令部(航空自衛隊)	218日間※
エリア8	小月教育航空群司令部(海上自衛隊)	なし
エリア9	第12飛行教育団司令部(航空自衛隊)	なし

※エリア1、Q、7の3月、4月の調整実績は「不明」となっている。

衆議院予算委員会要求資料「防衛省提出分」から作成



中国山地・群馬・高知沖...自衛隊空域も米軍独占

井上議員に防衛省提出 訓練の実態初めて判明

全国に広がる自衛隊専用空域を米軍機が自由勝手に使用して訓練を行っている実態が、このほど日本共産党の井上哲士参院議員に防衛省が提出した資料から明らかになりました。全空域での訓練実態が示されたのは初めてです。

在日米軍用の訓練空域は日米地位協定に基づく日米合同委員会を通じて提供されますが、これら自衛隊空域は訓練空域として提供されていません。それにもかかわらず、米軍がほぼ独占的に使用している実態が浮かび上がってきました。

同省が提出した記録は、航空自衛隊の各基地が米軍からの使用通報を受けて「調整」を行ったもの。2011年1月から今年2月までの飛行日数と飛行時間です。

米軍機の低空飛行訓練によって深刻な爆音被害をもたらしている中国山地の「エリア567」では、訓練日数は11年211日、12年191日（2～4月はデータが欠落）、今年は2月までで51日に達しています。飛行時間も11年1274時間、12年991時間、13年（2月まで）317時間となっており、今年に限れば、1日あたり5時間以上になります。同空域では岩国基地（山口県）所属機の使用が目立っています。

また、厚木基地（神奈川県）に所属する米空母艦載機が主に使用する、群馬県上空の「エリアH」「エリア3」でも年間を通じて飛行が見られました。

海上に広がる訓練空域では、高知県沖の「エリアL」、北海道から青森・秋田県沖に広がる「エリアC」での飛行が目立っています。Lは岩国基地所属機、Cは三沢基地（青森県）所属機が主に使用しています。

危険な訓練やめよ

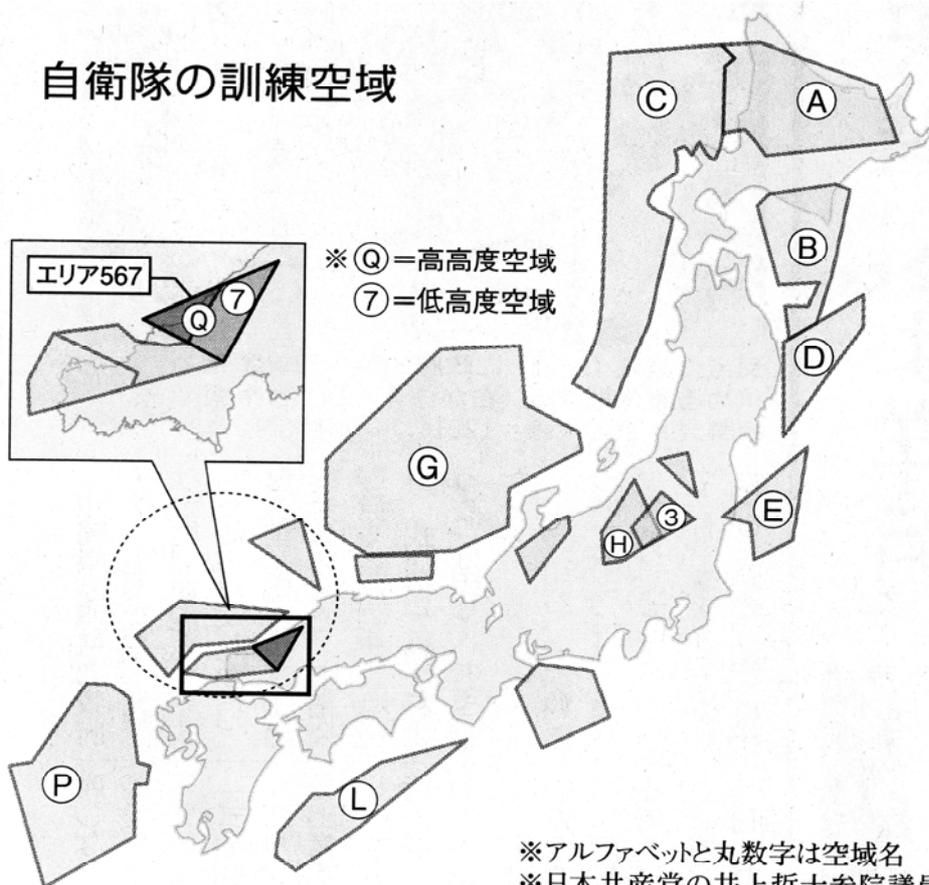
井上哲士参院議員の話 日本政府が国の主権を侵害するような事態を認めてきたことは重大です。

しかも政府は、米軍機の訓練回数や時間などを把握していながら、爆音被害を受けている地方自治体に対して「承知していない」といって情報を開示してきませんでした。

また、「米軍との調整が必要」だとして今回の資料公表まで9カ月かかりました。自衛隊が国内法に準拠して米軍との空域調整をやっているにもかかわらず、なぜ米側におうかがいを立てなければいけないのでしょうか。

欠陥機オスプレイの訓練も想定されます。日本上空での危険な訓練をやめさせるよう訴えつつ、自治体に必要な情報を開示するよう求めていきたい。

自衛隊の訓練空域



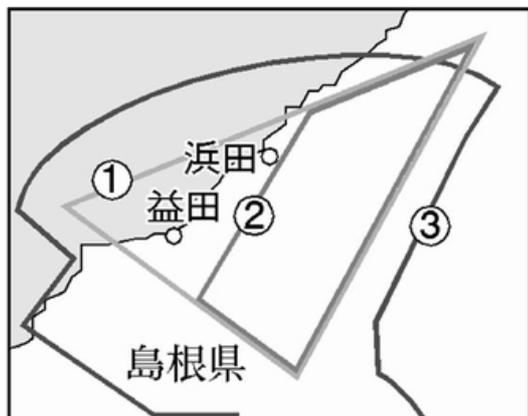
※アルファベットと丸数字は空域名
 ※日本共産党の井上哲士参院議員
 への防衛省提出資料から作成

自衛隊訓練空域での米軍機の空域使用状況
 (2011年～2013年2月まで)

		2011	2012	2013	
エリアA	日数	1			
	時間	不明			
エリアB	日数	24	24	1	
	時間	不明	14+α	2	
エリアC	日数	172	217	37	
	時間	不明	100+α	74	
エリアD	日数		2		
	時間		1+α		
エリアE	日数		5		
	時間		不明		
エリアG	日数	2			
	時間	不明			
エリアH	日数	41	75	22	
	時間	84	151	37	群馬県上空
エリア3	日数	21	55	22	
	時間	38	115	37	
エリアL	日数	261	203※	54	
	時間	1583	942※	331	
エリアP	日数		6		
	時間		90		
エリアQ	日数	211	191※	51	中国山地
	時間	1274	991※	317	
エリア7	日数	211	191※	51	(エリア567)
	時間	1274	991※	317	

※2012年2～4月は不明

群馬・中国山地の自衛隊空域 爆音 わがもの顔 米軍が管制 米軍機のみ訓練



中国山地に広がる自衛隊空域で年間約200日もの訓練を通告するなど、米軍機が日本全国の自衛隊空域を我が物顔で使用していた。防衛省が日本共産党の井上哲士参院議員に提出した資料で示された実態（本紙13日付既報）に、「これほど多くの訓練通告を受けても日本側はまったくもの申さなかったのだろうか」（中国新聞16日付）など、驚きと憤りの声が広がっています。

その理由は、中国山地と群馬県上空には米軍の訓練空域が存在しないのに、米軍戦闘機の訓練による爆音被害が拡大しているからです。群馬県によれば、米軍機の騒音・飛行に関する苦情件数が、昨年度は1026件。前年度の600件から倍近くになっています。島根県でも爆音被害が急増し、県内7市町の苦情件数は昨年、過去最多の562件・143日に達しています。

日本共産党の塩川鉄也議員は15日の衆院予算委分科会で、二つの空域には（1）自衛隊の高高度・低高度訓練空域（2）米軍の進入管制空域—が重なっているという構造的な共通点を明らかにしました。

自衛隊の訓練区域のうち、高高度空域と低高度空域が重なっているのは中国山地（エリアQ、7）と群馬県（エリアH、3）上空だけです。加えて、大部分が米軍の進入管制空域に入っています。（地図）

つまり、これらの空域は米軍の管制下にあり、地表から上空7000メートルまでの範囲で訓練を行うことが可能なのです。前出の防衛省提出資料を見ても、中国山地と群馬県での低高度空域と高高度空域の訓練通告日はほぼ、重なっています。

塩川議員は、「米軍の進入管制空域で、その中に高高度と低高度の訓練空域が2階建てになっている部分で米軍の訓練が集中している」と指摘しました。

しかも、防衛省の佐藤正久政務官は、中国山地と群馬県上空について、「現在、自衛隊戦闘機は訓練で使っていない」ことを明らかにしたのです。

塩川議員は、「1971年の岩手県雫石（しずくいし）町上空での自衛隊機と民間航空機との衝突事故を契機に、自衛隊の多くの訓練は海上に出て行った。それなのに米軍だけが（陸上の群馬県・中国山地に）残って訓練している」と批判しました。



米軍は米本土では低空飛行訓練など、危険な訓練を住宅地上空で行っていないことは日本政府も繰り返し認めています。それにも関わらず、自衛隊空域を事実上、明け渡して横暴な訓練を認めているのです。日本の主権が問われています。

広島 小学校真上で低空飛行

広島県三次市作木町の作木小学校真上で4月30日午後2時ごろ、米軍機とみられる低空飛行で雷のような音がした問題で、日本共産党の仁比そうへい参院比例候補、皆川けいし参院選挙区候補、辻恒雄県議は9日、広島市中区の中国四国防衛局を訪れ、米軍に低空飛行訓練を中止するよう申し入れました。

目撃した男性は「谷筋に飛んできて急上昇した。地上から100mを切る、超低空だった。許せない飛行だ」と証言。同小学校では一昨年12月20日にも超低空飛行があ

共産党 米軍訓練中止申し入れ

り、日本共産党県委員会が嚴重抗議と中止を申し入れています。



申し入れる(左から)仁比、皆川、辻の各氏
11日、広島市中区

皆川候補は「米軍情報をうのみにせず、主権国にふさわしく政府自身が実態・現地調査を行い、事実確認を」と要求。水戸栄次報道官、中世古進也基地対策室長補佐、菅田廉業務課長は「7日に米軍に照会し、まだ回答がない」と答えました。

仁比候補は「自分の国の子どもたちが恐ろしい目にあつたのに、なぜ1週間も照会せず放置したのか。主権国家としての構えが問われる」と抗議するとともに、「米軍は小学校があることを分かっている、同じことを繰り返したのではないのか」とたどしました。水戸報道官は改めて回答すると答えました。